

上田長野地域水道事業広域化協議会 規約 改正（案）

（該当箇所の抜粋）

資料3



（組織）

第6条 協議会は、構成団体の長又は構成団体の長が指定した者で別表1の職にある者をもって組織する。

2 協議会に会長、副会長及び委員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名 3名
- (3) 委員 3名 1名

（会長及び副会長）

第7条 会長及び副会長は、別表1の職にある者から互選により定める。

（2項以下 略）

（委員）

第8条 委員は、会長又は副会長を除く、別表1の職にある者を充てる。

（2項 略）

（協議会の会議）

第9条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 委員副会長及び委員から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

（3項以下 略）

別表1（第6条、7条及び8条関係）

構成員

団体	役職
(1) 長野市	市長
(2) 上田市	市長
(3) 千曲市	市長
(4) 坂城町	町長
(5) 長野県	公営企業管理者